

遊興に関する確認書

深夜（午前0時～午前6時）、客に遊興させ、かつ客に酒類を提供する営業を行うには、「特定遊興飲食店営業の許可」が必要です（ただし、長崎県では、午前5時から午前6時まで特定遊興飲食店営業を営むことはできません。）。

特定遊興飲食店営業は、原則、営業所の設置が許容された地域（営業延長許容地域）以外では営業できません。

「遊興をさせる」とは、文字どおり遊び興じさせることですが、規制対象となるのは、営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせる場合であり、以下のサービスは遊興に該当します。

① 鑑賞型のサービス

ショー等を鑑賞するよう客に勧める行為、実演者が客の反応に対応し得る状態で演奏・演技を行う行為（これに対して、単にテレビの映像や録音された音楽を流すような場合は、積極的な行為には当たらない。）。

② 参加型のサービスについては、遊戯等を行うよう客に勧める行為、遊戯等を盛り上げるための言動や演出を行う行為等は、積極的な行為に当たる。（これに対して、客が自ら遊戯を希望した場合に限ってこれを行わせるとともに、客の遊戯に対して営業者側が何らの反応も行わないような場合は、積極的な行為には当たらない。）。

※ 遊興に該当する（しない）例

該当する（営業者の積極的な行為がある）	該当しない（営業者の積極的な行為がない）
<p>① ショーパブ 不特定の客にショー、ダンス、演芸その他の興行等を見せる行為</p> <p>② ピアノバー、ジャズバー 不特定の客に歌手がその場で歌う歌、バンドの生演奏等を聴かせる行為</p> <p>③ ディスコ 客にダンスをさせる場所を設けるとともに音楽や照明の演出等を行い、不特定の客にダンスをさせる行為</p> <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ のど自慢大会等の遊戯、ゲーム、競技等に不特定の客を参加させる行為 ・ カラオケ装置を設けるとともに、不特定の客に歌うことを勧奨し、不特定の客の歌に合わせて照明の演出、合いの手等を行い、又は不特定の客の歌を褒めはやす行為 ・ バー等でスポーツ等の映像を不特定の客に見せるとともに、客に呼び掛けて応援等に参加させる行為 	<p>① カラオケボックス 不特定の客にカラオケ装置を使用させる行為</p> <p>② カラオケスナック カラオケ装置を設けるとともに、不特定の客が自分から歌うことを要望した場合に、マイクや歌詞カードを手渡し、又はカラオケ装置を 작동させる行為</p> <p>③ メイドカフェ等 客にショーを見せたり、ゲーム大会に客を参加させたりせずに、単に飲食物の提供のみを行う行為</p> <p>④ プールバー ボーリングやビリヤードの設備を設けてこれを不特定の客に自由に使用させる行為</p> <p>⑤ スポーツバー スポーツ等の映像を単に不特定の客に見せる行為（客自身が応援等を行う場合も含む。）</p>

※ 無許可で特定遊興飲食店営業を営めば、

- 刑事処分～2年以下の拘禁刑、200万円以下の罰金
- 行政処分～6月間の営業停止

の対象となります。